

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 三浦 正臣

1 日 時

令和元年7月25日(木) 午後1時01分から
午後3時21分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

三浦正臣、嶋幸一、阿部長夫、阿部英仁、成迫健児、高橋肇、小嶋秀行

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

守永信幸

6 出席した執行部関係の職・氏名

教育長 工藤利明、警察本部長 石川泰三 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第52号議案のうち本委員会関係部分及び第80号議案については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 第56号議案、第57号議案及び第60号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (3) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (4) 教職員の非違行為について、大分県立南石垣支援学校における事故調査委員会の調査結果について及び特殊詐欺被害の根絶に向けた取組について等、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (6) 県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主幹 秋本昇二郎
政策調査課調査広報班 主事 佐藤千種

文教警察委員会次第

日時：令和元年7月25日（木）13：00～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 警察本部関係

13：00～13：40

(1) 付託案件の審査

第 52号議案 令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）
（本委員会関係部分）

(2) 合い議案件の審査

第 60号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(3) 県内所管事務調査に対する報告

①交番・駐在所及び警察官に対する安全対策について

(4) 諸般の報告

①特殊詐欺被害の根絶に向けた取組について

(5) その他

3 教育委員会関係

13：40～15：30

(1) 付託案件の審査

第 52号議案 令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）
（本委員会関係部分）

第 80号議案 大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

(2) 合い議案件の審査

第 56号議案 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について

第 57号議案 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について

第 60号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(3) 県内所管事務調査に対する報告

①昭和電工武道スポーツセンターの利用状況と施設の状況について

②不登校の状況・取組について

(4) 諸般の報告

①教職員の非違行為について

②大分県立南石垣支援学校における事故調査委員会の調査結果について

③遅延利息請求訴訟第一審判決について

④指定管理施設の利用料金の改定及び指定管理者の更新について

(5) その他

4 協議事項

15：30～15：40

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

三浦委員長 ただいまから、文教警察委員会を開きます。

なお、本日の委員会は審査の都合上、予算特別委員会の分科会もあわせて行いますので御了承願います。

また、本日は委員外議員として守永議員に出席いただいています。委員外議員に申し上げます。発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案2件及び総務企画委員会から合い議のあった議案3件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより警察本部関係の審査を行います。

まず、第52号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、警察本部関係部分について執行部の説明を求めます。

石川警察本部長 警察本部長の石川でございます。

初めに、私から一言御挨拶を申し上げます。

三浦委員長をはじめ、委員の皆さま方には、6月4日から7月2日までの間に行われた県内所管事務調査において、警察関係施設10所属を訪問いただき、各所属に対しいろいろと激励を賜りましたことを、まずもって御礼申し上げます。

本日の委員会では、付託案件1件、合い議案件1件についての審査、その後、県内所管事務調査に対する報告及び諸般の報告として、特殊詐欺事件被害の根絶に向けた取組状況についてを説明します。

それぞれについては、担当部長等から説明しますので、よろしく申し上げます。

山田警務部長 第52号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、警察本部関係部分については、昨日開催された予算特別委員会において説明したところですが、改めて説明します。

お手元の令和元年度警察本部予算概要の1ページをお開きください。

I 予算のポイントを御覧ください。警察本部は、県政推進指針の項目にある安全・安心を実感できる暮らしの確立のため、犯罪に強い地域社会の確立と人に優しい安全で安心な交通社会の実現に取り組んでいます。

その下、II 事業体系（県政推進指針）を御覧ください。

県政推進指針に沿って、警察本部の取り組む主な事業を掲載しています。このうち、今回の補正予算に係る事業は、1の（5）①犯罪に強い地域社会の確立の一番上に記載の治安維持を担う人材育成推進事業と、②人に優しい安全で安心な交通社会の実現の一番上に記載の交通安全施設整備費の2事業です。

詳細については、後ほど説明します。

続いて、2ページをお開きください。令和元年度警察本部予算です。

今回の補正予算額は、表の左から2列目の予算額（A）の欄、上から2行目の7月補正欄に記載のとおり、2億6,436万8千円です。

これを当初予算額に加えた補正後の総額は、その下の計の欄に記載のとおり265億3,568万5千円となります。平成30年度当初予算額（B）と比較すると、鑑識科学センター建設工事の完了等に伴い9億5,787万7千円、率にして3.5%の減額となっています。

それでは、補正予算の事業内容について説明します。

8ページをお開きください。

最初に、治安維持を担う人材育成推進事業費です。補正予算額は1,010万7千円です。

この事業は、複雑・多様化する治安情勢への確に対応し、次代の治安維持を担う若手警察職員の人材育成・確保を推進するため、スキルアップ研修等を充実させ職務執行能力の向上や早期戦力化を図るとともに、マネジメント講習等を通じて中堅幹部の意識改革を促し、魅力ある

職場環境の整備等を図るものです。

具体的には、コミュニケーション能力向上のほか、国際化の進展に対応するための語学能力向上、サイバー犯罪等の増加に対応するためのサイバー犯罪対応能力向上など、若手警察職員のスキルアップのための研修等に要する経費が456万7千円、中堅幹部職員のマネジメント能力向上など、魅力ある職場環境整備のために要する経費が177万4千円、情報ツールの多様化に対応するため、SNS上に表示する採用募集広告の作成、掲載など、優秀な人材確保に要する経費が376万6千円です。

次に、10ページを御覧ください。

事業名欄上から4番目、交通安全施設整備費です。

補正予算額は2億5,426万1千円です。これを当初予算額に加えると、補正後の総額は8億6,517万5千円となります。

この事業は道路交通の円滑化を図り、安全を確保するため、交通信号機の新設・改良や道路標識などの設置・更新等、交通安全施設の整備を行うものです。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

高橋委員 8ページ、人材育成ということじゃないんですが、今回、県内所管事務調査前に、場所を忘れましたが警察官が襲われたということで、防刃ベストを見せてもらい、かなり改良の余地があるなと思ったんですが、ああいう装備を改良したり、新たに購入したりする予算措置などは、今回は特に入っていないんですか。

山田警務部長 耐刃防護衣については、基本的な仕様は全国斉一になっていて、その仕様に基づくものを平素調達することになっています。老朽化したものを更新するといった形での経費計上をしていますが、今回、増やす——増備をするという予算要求はしていません。また、改善というお話がありましたけれども、実は、警察庁主催で装備資機材の開発・改善コンクールが行われています。そういった機会を活用して、もし大分県警察として提案できるものがあれば

今後していきたいと思っていますし、もし他県においてそういった優れた取組がされているのであれば、取り込んでいきたいと思っています。

また、装備資機材だけで警察官の身を守るということはもう不可能と思っていますので、警察術科と言っていますが、剣道、柔道、また逮捕術といったもので体も鍛えていくと。そして襲撃等された場合には、自分の身を守りつつ、市民の皆さんを守れるように、訓練を継続していきたいと考えています。

原田警備部長 全体として要求はしていませんが、この予算概要の15ページの一番下の事業名の、ラグビーワールドカップ対策事業費があります。その一番右に概要がありますけれども、各種警備活動に必要な資機材の整備に要する経費ということで、こちらはラグビーワールドカップの開催を見据えて、さきほどの防刃衣を110着購入するように、今現在計画を進めてるところです。経費については約300万円です。

高橋委員 これから警察に入って、治安維持に頑張っていこうという若手や中堅の方が増えるかもしれない。ただそういう方が命の危険にさらされるというのは、やっぱり耐えられないことですので、改良のための資機材の予算も今後必要になってくるかなと思います。

小嶋委員 関連して、治安維持を担う人材育成推進事業費で、もともと警察の本来の意義といいますか、持っている業務の中では治安維持が主たる業務と言っているぐらいの大きな部分だと思うんですね。昨年度の予算がない中で、本年度新たに補正予算としてこういう事業が提案されているというのは、本来なら骨格予算の中であってしかるべきだし、もう既に、例えば5年間の事業で行われていて——それにふさわしい事業ではないかというぐらいに重い、やらなきゃならない非常に重要な事業だと思うんですけど、今回補正予算に初めて上がったというのは何か理由があったんですか。

山田警務部長 今、委員御指摘のとおり、職員の教養については、平素から、例えば採用時に警察学校で教養を行い、また、それぞれの分野、例えば刑事、整備、警備、様々な分野がありま

すけれども、そういった部分でも、専科という形で学校に再度入校し、また研修会等もやっています。そういった業務に係る教養とか人材育成という部分は、当然やっていますけれども、一方でさきほど申し上げたとおり、一つは人材確保という部分も見据えてやっていく必要があると思っています。要は、平素のもともと取り組んでいるものについては継続的にやっていく必要がある中で、さらに上乘せでやっていかないと、確保と育成には非常に支障が生じるだろうと考えています。

例えば、採用の部分についても今回要求していますが、テレビやラジオ、あとはポスター、チラシといったものについては従前から行っていますし、ホームページにおいても、情報発信はやっています。今の受験者層は御承知のとおり、ほとんどテレビなどを見ない、それから紙媒体を見ないという中で、インターネット、とりわけSNSを使って情報収集をすると、そういったところに対するキャッチアップが十分ではなかった。一方で、警察官の採用試験の採用倍率が、ここ数年で右肩下がりになっているという中で、ここで一旦、きちんと上乘せして重点的に対策を講じることで、少なくとも維持、できれば採用倍率を上げていく方向にも持っていかないと、将来的にもたないだろうと思っています。

また、語学については、今回は英語を重点的にやりますが、今はインバウンドで、大分県が外国人旅行客をたくさん受け入れていますし、また、全国でも有数の留学生を抱えている県でもあります。それに加えて、今回、入管法の改正等もあって外国人の方も増える。その機を捉えて、将来的にさらに増えていく中で警察の対応が後手に回ると、その対応に支障が生じるということもあり、法改正であるとか県の施策の動向も見据えて今回要求しているところです。

小嶋委員 趣旨は十分理解しました。特に今年は10月からワールドカップなどもあります。語学を今から勉強しても間に合わないかもしれませんが、これから国際的なことが結構出てくると思うし、それはそれで私はいいいと思います。

新規採用者に対する教育の充実という意味では、これを従来からやってる通常の教育の中に埋め込んでいくのか、あるいはまた、補正じゃないとしても新規にこういう充実した内容で、今後2年、3年のスパンでやっていくことになるのかどうか、この点についてどうでしょうか。

山田警務部長 昨日の予算特別委員会でも同種の質問があったかと思いますが、本事業については、まずは3年間、短期集中で実施します。その上で効果を検証して、個々の事業ごとに、効果があったものについては一般的な教養の中でもやっていきますし、さらに必要であれば予算要求します。ただ、万が一にも効果が見られなかったものについては、その改善を行って、再び要求することになるかと思っています。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」という者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに御質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は、教育委員会の審査の際に一括して行います。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、合議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合議のあった、第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、警察本部関係部分について執行部の説明を求めます。

筒井生活安全部長 関係政令の一部改正に伴う大分県使用料及び手数料条例の一部改正について説明します。

文教警察委員会説明資料1ページをお開きください。

本条例の所管は総務部財政課であり、現在同課において改正作業が行われており、以下県警が所管する部分について説明します。

本年10月1日に予定されている消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、お手元の資料別表の三つの事務——風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係、

警備業法関係及び銃砲刀剣類所持等取締法関係の手数料の標準額が100円から千円の間でそれぞれ改定されるため、これに伴い大分県使用料及び手数料条例の一部を改正するものです。

本条例の施行日については、政令の施行日である10月1日を予定しています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に御質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は教育委員会の審査の際に一括して行います。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、6月4日から7月2日にかけて行った県内所管事務調査について、執行部から報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

①の報告をお願いします。

筒井生活安全部長 私から、地域警察における交番・駐在所及び警察官に対する安全対策について説明します。

まず御説明の前に、資料がないことをおわび申し上げます。セキュリティに関する部分もあり、ここで公表すると対策の効果が低減しますので、何とぞ御容赦願いたいと思います。

昨年から、全国的に交番・駐在所において一般市民を装った者が、警察官の拳銃奪取等を目的に刃物等により警察官を襲撃する事件が相次いで発生しています。先月には、G20大阪サミットを控えた厳重警備体制の中で、大阪府吹田市の交番において勤務中の警察官が男に刃物で数か所刺され、拳銃を奪われる事件が発生しました。

県警では、同種の事案を絶対に起こさせないという強い決意の下、交番・駐在所の抜本的なセキュリティ強化を進めています。そこで、大分県の警察官に対する過去の被害状況や交番・駐在所などの安全対策について説明します。

一つ目は、警察官等に対する過去の被害状況についてです。大分県でも、過去に警察官が拳銃を奪われた事案が1件ありました。

昭和37年、別府警察署山の手派出所の巡査が、勤務中に制服姿のまま行方不明となり、後に宇佐市内で遺体で発見され拳銃が奪われた強盗殺人事件であり、昭和52年2月10日に公訴時効を迎え、未解決事件となりました。いわゆる後藤巡査事件です。

また、平成28年以降大分県の交番・駐在所において発生した事案は4件あります。内容は、交番を訪れた者が警察官に包丁を突きつけた事案や、酒に酔った者が交番や駐在所のドアガラスを割った等の事案です。最新の事案としては、本年2月に中津警察署管内の不在中であつた駐在所に、窃盗目的で窓ガラスを割って室内に侵入されたというものです。幸いにも金品の被害はありませんでしたが、いまだ被疑者の検挙に至っていません。

二つ目は、交番・駐在所などの安全対策についてです。全国的に頻発している交番等の襲撃事件を受け、当県でもこれら事案を防止するための取組として、2点をあげ安全対策を進めています。

1点目は、交番・駐在所の抜本的な安全対策です。これは、交番や駐在所の施設などハード面でのセキュリティを強化するものです。大分県では、32か所の交番と空港警備派出所が1か所、駐在所が107か所ありますが、これら全交番・駐在所等の施設におけるセキュリティ対策を強化しています。昨年9月に全交番・駐在所に対する緊急点検を実施し、拳銃の奪取を企図する暴漢等から交番等勤務員を守るための施設の改善——例えば事務室への不意の侵入を防止するための対策などを鋭意進めていますが、具体的なセキュリティ対策の中身については、さきほども申しましたが、対策の効果を低減させることになるため詳細についての説明は控えさせていただきます。

2点目ですが、警察官等に対する人的被害の防止対策です。これは、交番や駐在所の施設内等における警察官等の受傷事故等を防止するソ

フト面の対策です。県警では、平素から気力及び体力の錬成並びに職務執行に必要な能力の向上を図るため、柔道、剣道、逮捕術及び拳銃操法などの訓練を実施しています。

また、交番・駐在所の勤務員に対しては、不意の一撃をとっさにかわし、犯人を制圧するため、交番や駐在所などの施設において実戦を想定し、装備資機材を活用した訓練を行っています。例えば、暴漢が凶器を所持して交番に押し入ってきた場合など、不意の攻撃への対処について具体的な訓練を実施しています。さらに、緊張感を保持するとともに、不意の一撃への対応に万全を期すため、交番・駐在所に対する抜き打ち訓練も実施していく予定です。

以上、大分県警で取り組んでいる交番・駐在所及び警察官に対する安全対策について説明しました。もちろん施策はこれにとどまるものではなく、様々な形で検証を重ね、今後も引き続き交番・駐在所及び警察官の安全対策に着実に取り組んでいきたいと考えています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

小嶋委員 さきほどもあった防護服、我々も大分東署の横尾交番に行ってみたけど、腋の辺りはめちゃくちゃ明いているし、おなかには一応固いものはあるんですけど、一番大事な心臓のところには、固いものがないという。重いものを着ければ大変動きが悪くなるということだと思うんですけど、やはり少しでも固いものを入れてあげないと、すごく印象深く思ったんですね。

さきほど、原田警備部長が110着ぐらい購入するとおっしゃったのは、今あるものと同様のものを新たに購入するという事なんでしょう。（「そうです」という者あり）なので、今年は無理にしても、少しでもやはり改善は提案して行って、安全をさらに高めていくような改善をしていかないと、私は本当に思いましたね。もう答弁はいいですけど、ぜひ皆さんを守っていただければと思います。

あともう一つは、我々が申し上げるまでもな

いことかも知れませんが、いわゆる危機管理意識という問題。常に警察官の皆さん——特に派出所で現場と接してる方々は、自分で何か想定問答をしながらずっと仕事をするぐらいの危機管理意識がないと、やっぱり難しい仕事なんだろうなと思いますので、その点申し上げるまでもないこととは思いますが、要望ということではありませんが、感想を申し上げておきたいと思います。

三浦委員長 確かに、基本的に駐在所は御家族で、各地域で地域の防犯もそうですし、安全対策をしっかりとしていると思いますが、まず県民を守る前に、自分自身もそうですし、自分の家族もですね、あの防刃衣を見ましたら、今言われたようになんかスペースがあって、私も本当にこれで守れるのかなと少し心配も感じましたので、ぜひ何か改良できればしてほしいと思います。

嶋副委員長 大分東署でもお尋ねしたんですけど、交番等で警察官が拳銃等を奪われると、一般県民の皆さんの命を脅かすことになるわけで、二次被害、三次被害と大きな被害につながっていくおそれもあります。

そこでお尋ねしたのは、警察庁が、他人が警察官の拳銃を取りにくい拳銃入れを配布しているという報道を見たんですけど、大分東署ではちょっとお答えができないということだったんですが、そこら辺、警察庁の動きというか、都道府県警に対する配布はどのように進んでいるんですか。

石川警察本部長 拳銃ホルダーの配布の件については、これもやはり国の予算的な問題がありますので、順次、各都道府県警察に対して配備、配分をしていくことになっています。とりわけ、大分県にどれぐらい来ているかという数を明らかにしますと、じゃあ逆にそれ以外の人は着けてないんですねという話にもなります。もちろん、ただこれは国もこの重要性、緊急性というのは十分認識をしていますので、我々としても早急に配分を受けられるように引き続き警察庁には要望を出していきたいと思っています。

嶋副委員長 数をお尋ねしてるのではなくて、

進捗状況を伺いたかっただけですけど、よろしくお願ひします。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方はありませんか。

守永委員外議員 1点、佐伯総合庁舎の中に交番がありますけども、あそこは入り口がいわゆる前面の入口だけで、後面、廊下に面するところは扉を閉ざしてて、出入口がないんですよ。正面から、何か良からぬ人が襲ってきたときに逃げ道がないんですよ。それは何か改善すべきではないかなと言ひながら、まだずっとそのまゝの状態になってしまつてるので、その辺何か対策が講じられてるのか。中にいる人が、こういうケースは気を付けなさいという指導は受けてるんだらうと思うんですが、そういった指導状況も含めて今どうなつてゐるのかお教えしてください。

筒井生活安全部長 私も佐伯中央交番に、先般行って、セキュリティの関係で見たところですよ。委員御指摘のとおり、出入口は正面にしかないということで、現在は奥に鍵がかかる部屋があつて、どうしても自分一人では対応できないときには、その中に逃げ込むところですよ。今後、セキュリティについては、その部分も含めて検討していきたいと考えています。

守永委員外議員 その鍵のかかる閉じこもり部屋には、電話はあるんでしょうか。

筒井生活安全部長 それは今のところありませんので、そこら辺も検討します。

守永委員外議員 早急に付けたほうがいいと思います。（「携帯があるよ」と言う者あり）

三浦委員長 ぜひ、よろしくお願ひします。

ほかに御質疑等もないので、以上で県内所管事務調査に対する報告を終わります。

次に、執行部から報告したい旨の申出がありましたので、これを許します。

①の報告をお願いします。

筒井生活安全部長 特殊詐欺被害の根絶に向けた取組について説明します。

資料2ページを御覧ください。

まず、大分県の特殊詐欺被害の現状について

ですが、昨年、平成30年の特殊詐欺被害は被害件数126件、前年比でマイナス111件と大幅に減少し、被害額も約2億1,851万円と前年比マイナス約4,300万円と減少しました。

これは、自主防犯ボランティア団体などが行う年金支給日等における啓発活動、それから金融機関の行うATMでの振込制限や顧客に対する積極的な声かけ、コンビニエンスストアでの電子マネー購入者への注意喚起など、県民や事業者等の積極的な取組の成果であると考えています。

しかし、今年6月末現在の被害認知状況ですが、被害件数は減少傾向を維持しているものの、既に5名の高齢者がそれぞれ1千万円を超える多額の被害に遭つており、被害金額は増加傾向にあります。犯人グループは、何らかの方法で入手した個人情報——名簿リストに基づき、高齢者をターゲットに犯行を繰り返しています。だましの手口も年々巧妙化しており、予断を許さない状況にあります。

また、昨年首都圏などにおいて、高齢者が被害者となつたアポ電強盗という凶悪事件が連続発生しました。検挙した犯人グループが以前に特殊詐欺にも手を染めていたことが判明し、特殊詐欺事件が凶悪犯罪に発展している事実が明らかとなつたことで、県民の不安は募るばかりです。

こうした中、今後県民の安全・安心を脅かす特殊詐欺の根絶等を目指して取り組むべき対策を協議していただく場として、学識経験者、弁護士、金融機関、老人クラブ等の方々に委員をお願いし、県生活環境部とともに、大分県安全・安心まちづくりの推進に関する有識者会議を設置しました。

他県では、広報・啓発活動の強化のほか、条例制定や改正により取り組んでいるところもあり、有識者会議の委員の皆さんには、そのような動きも参考にさせていただきながら、これまで以上に実効性のあるオール大分での総合的な対策について御検討いただくこととしています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

阿部（英）委員 全然視点が違うんですけど、詐欺というのはいろいろ巧妙な手口で相手をだますわけですから、警察もいろいろ考えに考え抜いてやっているとは思いますが。そういう中で、今テレビで盛んにこう出ているんだけど、お笑いの吉本興業の人たちが詐欺グループと反社会的集団とか書いていて、詐欺グループって書いてるんですよ。詐欺というのはやっぱりいろんな種類があると思うんですが、そういう中でも、詐欺グループって書いていますよね。そんなのをずっと見ていて、子どもたちも見ています。詐欺グループというものが何か社会的に認められているような、知らない人から見ると、そういうふうにも映ってくるわけですよ、そういう報道のやり方というのは、やはり皆さん方が努力して、一つ一つの詐欺に対してはこうと、いろんな努力をしてるんだけど、片方でああいうような捉え方でどっと出ているというのは、どうも皆さん方の努力を無にしているような感じがしてならないんですよ。

大分県警でどうこうということはないでしょうけど、やはりあえて警察庁とかそういうところで、そういう報道統制をなささいというわけじゃない、できんでしょうけど、もののやり方というのは、やっぱりよっぽど考えてもらわないと。そういうところが、片方で何かそういう存在を認めるようなテレビ報道というのはいかがなものかなと思ってずっと見ていますが、何か打つ手がないかなと、私は個人的に思うんですけどね。そのところはどうか。

筒井生活安全部長 委員のおっしゃるとおりで、私もそのように思います。今後の有識者会議で、委員からそういった意見があったというのを出して検討していただこうと、このように思います。

阿部（英）委員 それともう一ついいですか。高齢者に電話をしたときに、迷惑電話防止機能付き電話では、これは録音されてますよという、最初にこう出ますね。高齢者宅にある程度配布

しましたね、私はどういう状況か分かりませんが。ある程度期限が来たので、今度必要な人は購入してくださいと、今は何かそういう段階になってるようなんですが、あの電話は非常に効果的だと私は思うんですよ。わざわざ付けておるのに、じゃあ払わなかったら撤去しますよというんじゃない。

ただ、お年寄りというのは、高齢者になると、いいことは分かってるんだけど、余りお金まで払ってということもあるでしょうから、そういうところに対して何らかの措置ができないのかなという思いがしますが、そこはどうですか。
筒井生活安全部長 これまで3か年で1, 500台を貸出しして対策をしましたが、現在、その期限が過ぎて設置購入をお願いしてるところです。これは警察官の名刺なんですけれども、今こうやって不審電話には迷惑電話機能つき電話機を設置しましょうと、名刺で設置促進をしたり、パトカーの後ろに特殊詐欺・迷惑電話防止機能付きの電話を設置しましょうということでPRしているところです。こちらから予算措置を取ることも、できればやりたいところですので、今後検討したいと思います。

阿部（英）委員 警察本部だけでどうこうじゃなくて、生活環境部などとも連携を取って、やはりいろんな高齢者問題にはその辺が関わってくるわけですからね。

もう一つ付け加えて言うと、高齢者はみんな、自分は大丈夫だと思ってるんですよ。もう、10人おりゃ10人がそう思っていますよ。ところが、それがだまされているんだから、そこんところも踏まえて、またほかの部局に私も言いますから、そのところで話をできれば、またどんどん進めていってください。（「はい、分かりました」と言う者あり）

三浦委員長 よろしくお願ひします。ほかございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方は、質疑等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに御質疑等もないので、以上

で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

阿部（長）委員 すみません、要望したいと思います。今、高齢者の交通事故が非常に社会問題になっていますが、それに対応して高齢者の事故を減らすために、法律で免許更新時に70歳からは通常の講習とあわせて高齢者の講習を自動車学校で行っています。それでも事故が減らないので、一昨年からは75歳から、認知機能検査をやるというのが始まったんです。今高齢者はどんどん増えているわけで、これに県下の自動車学校はなかなか付いていけない。これは本来であれば官がやる仕事だと思うんですが、この大分県には17校の自動車学校があるんです。県下市町村で自動車学校はほとんどあるんですが、ないのが津久見市、由布市と九重町、姫島村です。そういう中で、高齢者の数がどんどん増えているので、これになかなか対応できていない。

うちで言うと、免許センターから注意が来るんですけれども、「おたくはもう、申し込んだから3か月待ちです」と。一人の人が申し込んだときに、3か月の待ちがある。これ、数は増えるけども、現有体制でなかなかそれがこなしていけない。特に、認知機能検査に至ってはやっぱりばらばらで来るので、それをまとめてやらないといけない部分がある。

そこで要望として、免許センターでこの認知機能検査ができないかというのが一つです。それと、あと一つはこの講習指導員です。講習指導員を警察OBがしてはどうかと。これは指導員を一般の人間で採るのはなかなか難しいんですよ。警察OBであれば、講習を受けに中央研修センターに行けば資格が取れるわけですね。県下17校2人ずつ欲しくても34名が必要で、OBの人がそこに入れるというようなことにもなるので、県内の待機者は、本当はなかなか免許更新ができなくて困ってる高齢者が多いんですね。

今言った免許センターでは、そういった期限が迫っている切迫者については認知機能検査をやってくれているんですけれども、通常の検査は

やらないということなので、認知機能検査が免許センターでできるかできないかということと、講習指導員、これはOBの人たちに受けてもらって、各自動車学校にあっせんをして、それが少しでも増えれば。これから高齢者の免許更新時の講習は、まだどんどん増えます。ですから、県民の皆さんが困っていることなので、一回検討していただきたいなと思います。

木村交通部長 高齢者の認知機能検査の件についてお話をいただきました。警察庁で1回にできる検査の人数も緩和して、そういうことも運転免許課長が各自動車学校を回って説明に行ったんですが、やはり今、委員言われたように、指導員の数だとか部屋の広さだとか、駐車場もないだとかいろんな問題があります。そういった中でも御努力いただければ少しずつ人数が増えるということで増やしていただいて、講習待ちの期間は年度末の3月頃に比べれば随分縮小できました。免許センターで直接できるのが一番いいんですけど、全県下の高齢者を全部受入れてというのは、今の免許センターの状況ではやっぱり無理なんですわね。

それで、期限が切迫した人については自動車学校から連絡をいただいて、免許センターで間に合うようにやっているんですけど、それに加えて、これから大分市内で受講申し込みのあった人は免許センターに直接来ていただくように、少し拡大をしようと考えています。

それと、OBの活用の件については、他県でも確かにそういったことをやっている県もあります。これも人件費というか予算等もかかる問題なので、研究してみたいと思います。

小嶋委員 時間が来てるんですけど、せっかく予算を議論した委員会なので、関連してなんですけど。

今年度は10警察署ぐらい行ったのかな、ずっと感じてきたことの中の一つに、警察署で細かな予算を持っていない。これは今の在り方として当然なんですけど、例えばライオンズクラブと協力して、ライオンズクラブの経費を持ち出して——それは当然決裁をしてのことですけど、交通安全の何か光るものを設置したりだと

かを工夫なさっているんですね。それは、ライオンズクラブとかロータリークラブとかに依拠せずに、警察として必要なものについては、地域の警察として必要なものは地域の警察署として考案して、そこに予算がちゃんと付けられるという保証をしてあげる。名称としては本部長特別枠のようなものがあるといいんじゃないかなと思います。

全部の署に一律に付ける必要はないかも知れませんが、それぞれの警察署で一生懸命地域の人たちと検討した上で、これはやりたいけど予算がないということは、たくさんあると思うんです。今日出席の皆さんは、恐らくこれから警察署の署長になられる方がたくさんいらっしゃると思うので、警察署が署として思い付いて、本当にこれは地域にとっていいな、防犯にとってもいいなということが考案できたら、年度の1回、予算で本部長特別枠でもいいと思う。

行政職には20億円という特別枠があるわけで、やっぱり警察職にも僕はあっていいんじゃないかなと思います。全体の中で使い合うので、そのところは難しい面はあるかも知れませんが、これはぜひ検討を今後していただければいいかなと思います。本部長がいらっしゃる間にぜひその実現をお願いできれば。要望でいいです、これは。もし、何かあれば。

石川警察本部長 御提案をいただきまして、大変ありがとうございます。確かに予算の現状の枠組みから言いますと、すぐ実現というのは難しいんですけれども、一方でなるべく努力をしているのは、各署それぞれで知恵を出してもらい、いいものはどんどん取り入れていて、逆に言いますと、ある警察署から、こういう取組をやっているけども、どうだろうかと本部に相談をしてくれば、可能な限り本部としてもバックアップをしていくということは既に行っています。予算的な手当ても含めて、さらにまたどういうやり方がいるのかというのはよく研究をしていきたいと思っています。

小嶋委員 決して特定の署長から頼まれたわけじゃありませんから。

三浦委員長 ほかにないようですので、これをもちまして、警察本部関係の審査を終わります。執行部は御苦労さまでした。

執行部が入れ替わりますので、委員の皆様はしばらくお待ちください。

[警察本部退室・教育委員会入室]

三浦委員長 これより、教育委員会関係の審査に入ります。

また、今日は委員外議員として守永議員に出席いただいています。

まず、付託案件の審査を行います。

初めに、第52号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、教育委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

工藤教育長 初めに、私から一言御挨拶申し上げます。

今般、教員の非違行為がありました。県民の皆さま方に多大な御不審を抱かせ、また、委員の皆さま方にも御心配をおかけしたことに對し、深くおわびを申し上げます。

委員の皆さま方には、日頃から教育行政の推進に様々な御尽力をいただいておりますことに改めて感謝申し上げます。

また、6月4日から7月2日までの間、県内所管事務調査として、教育事務所をはじめ20か所に訪問いただき、多くの御意見をいただきました。あわせて御礼申し上げます。

本日の委員会では、令和元年度補正予算案を含む議案5件、諸般の報告4件、そして県内所管事務調査で委員の皆さまからいただいた2件の内容について説明と報告を行います。

各事項はそれぞれ担当課長から説明します。どうぞよろしく願いいたします。

まず、議案書の1ページをお開きください。

第52号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、教育委員会関係部分について説明します。

お手元に配付している令和元年度教育委員会予算概要の2ページをお開きください。

令和元年度教育委員会予算ですが、補正予算

額は左から2列目予算額(A)欄の上から2番目にあるように16億8,975万7千円で、その上の欄の既決予算と合わせると、計のとおり1,139億4,907万9千円となります。

これを右から3列目の30年度当初予算額(B)欄と比較すると、その右の欄にあるように、額にして27億6,527万6千円の減、率にして97.6%となっています。

続いて、先日の予算特別委員会でも説明したところですが、再度主要な事業について、教育財務課長から一括して説明します。

佐藤教育財務課長 それでは、43ページをお開き願います。

事業名欄一番上の県立学校ICT活用授業推進事業費1億8,450万1千円です。

この事業は、令和4年度の新学習指導要領実施に向け、生徒の情報活用能力を育成するため、県立高校等に電子黒板を332台、タブレット型端末を1,417台、プレゼンテーション実践教室5室などを整備するものです。

次に、44ページをお開きください。

高等学校施設整備事業費8億3,255万2千円です。

この事業は、老朽化した校舎等の新增築や大規模改造など県立学校の施設や設備の整備を行い、教育環境の改善を図るものです。既に骨格予算で日田林工の特別教室棟の大規模改造工事などを実施するほか、空調設備の整備などを進めています。

今回の肉付け予算では、大分南高校などの大規模改造に取り組むとともに、国東高校に新たな土木系学科を設置することに伴い、必要となる寄宿舎等の整備を進めるものです。

国東高校については、去る5月22日に地域説明会を実施した後、さらに詳しく説明するため双国校で臨時PTAを開き、保護者から意見を伺いました。その中で保護者からは、「現在の生徒が卒業するまで、教員配置や設備の面で県には引き続き支援願いたい」といった声なども聞かれました。

また、国東高校に新設予定の土木系学科については、産業界や県の関係部局、土地連合会な

どの関係機関から知恵をいただきながら、社会のニーズに対応した魅力ある教育内容を検討しているところです。

さらに、最先端の技術を学ぶことができる環境整備に向け、必要となる施設や設備面についても、あわせて研究・検討を進めているところです。中学生に対しては国東高校の学校説明会等を活用し、新しい学科の魅力や学習内容の検討案を説明することで、しっかりと周知を図りたいと考えています。

今後、9月に予定している入学定員の決定・発表に向け、8月には教育委員会の場で協議を重ねていきます。

続いて、47ページをお開きください。

事業名欄2番目の盲ろう学校施設整備事業費5,682万9千円です。

既に骨格予算で、盲・ろう学校の寄宿舎の整備など、事業を進めています。今回の肉付け予算では、新たに建設するろう学校校舎の実施設計に取り組みます。

48ページをお開きください。

事業名欄2番目の支援学校施設整備事業費4億2,327万3千円です。

既に骨格予算で、日田支援学校普通教室棟の大規模改造工事などを進めています。今回の肉付け予算では、新設する高等特別支援学校の実施設計や臼杵支援学校等の体育館の改修に加え、中津支援学校の自校式学校給食施設の整備などを行うものです。

67ページをお開き願います。

事業名欄一番上の新時代の学びを支える先端技術活用支援事業費474万2千円です。

この事業は、姫島ITアイランド構想を進める村の小・中学校において、子どもたちの学習に対する興味関心の向上、情報活用能力等の育成を図るため、ICTを効果的・効率的に活用した授業を推進するとともに、その支援を行うICTアドバイザーを配置するものです。

77ページをお開き願います。

事業名欄2番目のキャリアプロデューサー活用推進事業費672万3千円です。

この事業は、工業系高校生の県内就職を推進

するため、魅力ある県内企業の情報収集・発信を行うとともに、求人開拓、学校と企業の関係づくりなど、生徒の進路希望達成を向上させ、県内企業と学校をつなぐキャリアプロデューサーを配置するものです。

また、県外に就職した卒業生にも県内企業の魅力を発信し、県内企業への再就職を推進するものです。

83ページをお開き願います。

事業名欄一番上の青少年教育施設を活用した不登校対策事業費231万円です。

この事業は、日常生活や学校生活に悩みを抱え、不登校となっている児童生徒の自己肯定感やコミュニケーション能力、学習意欲を高めるため、青少年の家を活用した自然体験活動プログラムを開発するものです。

93ページをお開きください。

事業名欄上から2番目の帰国・外国人児童生徒日本語教育推進事業費414万1千円です。

この事業は、帰国子女や外国人児童生徒の日本語能力に応じたきめ細かな指導方法を検証し、日本語指導の充実を図るため、大学と連携して県立高校及び小・中学校に支援員の派遣を行うものです。

最後に100ページをお開き願います。

事業名欄上から4番目の文化財保存活用推進事業費557万5千円です。

この事業は、地域における文化財の計画的な保存・活用を促進するため、仮称ではありますが大分県文化財保存活用大綱の策定を行うものです。

また、文化財を活用した地域活性化や地域住民の文化財への理解を促進するため、日本遺産周遊ツアー及び文化財フォトコンテストを開催するものです。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

阿部（長）委員 今説明をいただいたものではなく、予算説明会のときに気になったことですが、62ページの県立高校自転車通学ヘルメット着用推進事業費。これは、高校生にヘルメッ

トを着けさせようということだと思います。安全面からすれば悪くはないと思うんですが、高校生の自転車通学生の事故がどれぐらいあるのかということと、ヘルメットを着けさせる県がどこか他県であるのかということ。これはアンケートをしたのでしょうから。ただ、高校生になると髪型が気になったり、女の子であれば特にヘルメットをかぶって通学するというところに抵抗がある年代じゃないかと思うんですけど、そこら辺をどう考えるかということ。当然、義務化すると違反すれば校則違反になりますから、何回もやれば謹慎になったり罪をつくることになるわけで、そこら辺をどう考えるかについてお願いします。

簗田学校安全・安心支援課長 まず、自転車事故の件数ですが、毎年度約260件ほどが事故件数として教育委員会に報告されています。

（「それ自転車ですか」と言う者あり）はい。

2点目の、他県でそういう例があるかということですが、愛媛県で平成26年に1年間で2名の高校生が自転車事故で亡くなったということで、平成27年7月から自転車ヘルメットを義務化しています。それ以外にも、徳島県とか群馬県でも大分県のように、いわゆるモニター活動をしている県があります。

それから、3点目の女子の生徒がどうなのかという点ですけれども、今回ヘルメットのモニターは593名で、そのうちの女子が116名と約2割です。全体の自転車通学生が約1万2千人いるんですが、男子が6割、女子が4割という状況です。今回のヘルメットモニターが女子が2割なので、確かに女子の希望者が少なかったという状況です。愛媛県にもいろんな話を伺いますけれども、女子にいろんな髪型はあるんですが、後ろにアジャスターとかが結構あって、意外にそこは余り抵抗なくできていると伺っています。

いずれにしても、その必要性をよく生徒に認識をしてもらうこと、ヘルメットの有効性、その必要性、それから安全意識の向上を図ることをこの2年間で行っていきたいと考えています。

阿部（長）委員 確かにヘルメットを着けない

よりも着けることで安全性が向上するかもしれませんが、これは保護者とまずその当事者——高校生等とよく話をしながら、県下一律にそれを義務化することがいいのか悪いのか、意見を聞きながら考える。皆さんの意見を聞きながら、自転車通学生に対して交通安全教育を高めるという方法もあるわけです。一律にヘルメット——みんながいいと言えばいいんでしょうが、そこら辺は慎重にやっていただきたいと思います。

簗田学校安全・安心支援課長 その辺りの意見をよく聞くということを、この2年間でやっていく予定です。生徒に対するアンケートも行いますし、当然新たな負担を保護者をお願いをするということになりますので、現在、高等学校PTA連合会にも協力をいただきながら、保護者の皆さま方の御意見も伺い、丁寧に進めていきたいと考えています。

小嶋委員 補正予算で何点か伺います。所属の委員会なので、予算特別委員会では遠慮をしていました。あえて言う必要はないんですけど。

1点目は、44ページの高等学校施設整備事業費です。新しく今年度始めているところと継続のところがあるんですけど、これは大体いつぐらいまで、こういうことが続くかについて、多分説明はあったのかも知れませんが、改めて聞かせてください。

それから、その項目の中で新たに土木系学科の設置に要する経費で、国東高校という説明がありました。なぜ国東高校なのかなというの、これも説明があったのかも知れませんが、また改めて聞かせて欲しいと思います。

私が思うには、大分工業高校にしても土木科がありますけど、これは今1クラス40人ですので、これを80人の2クラスにするとかいう方法もあるでしょうし、改めて校舎を改造するとすれば、鶴崎工業高校にも土木はないですからね、ここに土木科をつくるということも検討はしたのかも知れませんが、なぜ国東高校だったのかについて御説明いただければと思います。

それからもう一つ、77ページのキャリアプロデューサー活用推進事業費です。私は初めて聞きましたが、キャリアプロデューサーという

のは新しい言葉かどうか分かりませんので、これはどういうものか。国家資格も含めて、こういった資格がある方の配置になるのか、それとも教育委員会が認定する、教員で就職活動のあっせんをずっとしてきた方の経験者というレベルなのかどうかをお聞かせいただけますか。

佐藤教育財務課長 44ページの高等学校施設整備事業費の大規模改造工事の関係ですが、これは平成27年度に今後の老朽化対策をどうするかという計画を作り、28年度からとりあえず10年間で進めているところです。基本的な考え方としては、30年経過したら大規模改造する、60年たったときには大規模改造するか、それとも建て直すのかを検討すると。大規模改造をするとなった場合は、大規模改造を行い、最大で80年間その校舎をもたせるようにしようということで、今計画に沿って一部進めているところです。今は大体、上がってくるのが30年経過したもので、あと3、4年すると今度は60年、大分商業などはその後ですけど、60年経過したものをどうするかという議論が出てきます。そういった形で、今は30年経過したものを外部改修、内部改修をやって、あと30年もたせようということで事業を進めています。

久保田高校教育課長 なぜ国東高校に設置かということですが、現在、全県下で土木が学べる環境というのは、県北地域では中津東高校、それから日田地域では日田林工、それから豊肥地域については三重総合で測量等が学べる状況があり、また県南地域では佐伯豊南に設置をしています。唯一、国東地域には、この土木に関係する学科がありませんし、またコース等もありません。また、学べる教科、科目もないということです。やはり全県下で子どもたちが学ぶ環境をしっかりと提供していきたいということで、国東地域に設置することを考えています。

それから、キャリアプロデューサーの件ですけども、このキャリアプロデューサーというのは国が定める資格ではなくて、県教委がこれまでの経験等を見ながら、民間でしっかり活躍した方で、企業と学校とをしっかりとつなげるよ

うな方を中心に今検討しているところです。

小嶋委員 国東高校は、普通科の学校だと思っているんですけど、例えば日田林工であれば、いわゆる工業系だと思うんですが、要するに土木の学びの深さがどうなのかなという気がするんです。バランスをとって国東高校にそういう学びの場をつくるということであれば、特にそれが駄目だとは思わないんですけど、やっぱり土木の専門技術を学ぶという意味では、少し深さも確保できるような教育課程にしてほしいというのが、要望といいますか意見としてありますので、よろしくをお願いします。

それから、キャリアプロデューサーについては、大体30人ぐらいでしたか。

久保田高校教育課長 2名です。

小嶋委員 2名ですか。とりあえず2名でいいんですか。

久保田高校教育課長 2名ということで、今予算を計上しています。大分市内、特に県外の就職者が多いのが工業です。工業が60%台ということで、県内就職率が低いので、ここに雇用を確保していきたいということで、特に分母の大きい大分市内の学校に配置を計画しています。

それからもう1点、さきほど国東高校は普通科と言われましたけれども、国東高校は園芸ビジネス科、それから電子工業科があり、総合選択制でいろんな学科を学べる環境でして、そこをしっかりと充実支援していくものです。

高橋委員 43ページの県立学校ICT活用授業推進事業費です。多分そうだろうと思うんですけど、とりあえず確認のために。補正が1億8,450万1千円ということで、かなり額も大きいのですが、これは県立高校全てにタブレットから電子黒板まで全部配置するための予算と捉えていいんですか。

佐藤教育財務課長 この事業は、既に県下の高校のうち7校について、電子黒板を入れてみて、実際にどうなのかという検証をやっています。残りの34校について、今回の予算を使って、電子黒板とかタブレットを入れていきたいと考えています。あわせて、高等学校等と書いていますが、等というのは豊府中学校に入れていき

たいと考えています。

高橋委員 県立高校は分かるんですが、市町村の義務制学校の、電子黒板とまではいかないんですけど、タブレットうんぬん。市町村によってかなりばらつきもあるし、市町村の中でも学校でばらつきが相当あるような実態があるんですが、そちらは何か援助をする、支援をするような予算組みはあるんですか。

佐藤教育財務課長 これは、国でICTを進めましようということで、全国の市町村に、県も含めて交付税措置をして各市町村に支援していますので、県で支援することは今のところ考えていません。

高橋委員 義務制は直接国から交付ということですか。

佐藤教育財務課長 補助金ということじゃなくて、いわゆる交付税一般財源です。

高橋委員 ということは、どういう使われ方をしてるかは、市町村ごとでばらばらということですね。（「はい」という者あり）

三浦委員長 私から1点。もしかすると事前に会派の学習会のときに出たかも知れません。すみません、私が監査委員もしてまして、教育委員会のときいなかったの。国東高校土木系の寄宿舎の設置に向けた経費として、肉付け予算に計上されていると佐藤教育財務課長から説明がありました。この寄宿舎の部屋数は、土木系といっても当然男性だけではないと思いますので、女性もとなると、ある意味セキュリティとか、男性、女性ということもありますし、イメージとしてどういった形の寄宿舎を造るのかを教えていただきたいなと思います。

佐藤教育財務課長 今想定しているのは、全部で50人入れようと。30人が男性で、20人は女性と。女性20人については、階段を別にしてセキュリティも確保したいと。実際にどのくらいの子どもが入るかというのがちょっと見えないので、高校教育課と連携を取りながら、どういった規模で造ろうかというのはこれから詰めていきたいと思っています。今、委員長がおっしゃるように、女性のプライバシーなりセキュリティを確保するとか、それぞれ個人のプライ

バシーを確保する、そういったところに十分配慮していきたいと、そういった建物を造りたいと考えています。

三浦委員長 基本は来年4月に間に合うようにということですか。

佐藤教育財務課長 今から工事をして4月というのは、なかなか間に合いませんので、今ある教職員住宅の半分でとりあえず建設して、そこにまず入れるようにします。残りの半分以上をきちんと改修し、11月には入れるようにして、残りの期間で最初に入っていたところを改修して、再来年の4月にはフルオープンしようと考えています。

三浦委員長 早くて来年の11月。

佐藤教育財務課長 11月に新しいところに入れます。

三浦委員長 少し時間がかかるのは、致し方ないのかも知れませんが、その辺はしっかりと。これから高校の要項ができて、その入学希望者を含めてとなると、丁寧にやらないと、せっかく造ったはいいが、今聞いた事情もあって、なかなか入らないということにもなりかねないと思います。丁寧な説明等を地元国東も含めてやってほしい。既にやっているところを、より連携をしていただきたいと思います。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方はないですか。

守永委員外議員 62ページのヘルメットの着用の関係で、さきほどの阿部長夫委員の関連なんですけれども、今モニターが593名ということだったんですが、学年別の比率というのがお分かりでしょうか。それと、愛媛県では26年に2名亡くなったということなんです、大分県でも30年近く前に、県庁のすぐそばで高校生が自転車に乗っていて亡くなったんですよ。県職員の娘さんで、それを契機にその方も患って、最終的にはその方自身も自殺されたんです。そういった家族を巻き込むような悲惨なことにもなりますので、安全を確保することと、あと先般も、自転車に乗っていた高校生がランニング中の方をはねて、死なせてしまったとい

う事件もありましたので、そういった交通安全に対する一定の指導教育はお願いしたいと思います。

その辺り、何かコメントがあればいただきたいと思います。

箕田学校安全・安心支援課長 まず1点目の学年ごとの人数ですが、1年生が515人、2年生が60人、3年生が18人です。これは、応募が1年生、一番長く使える1年生を、まずは希望の一番にしてくださいということで各学校から募りました。モニターが600人の募集でしたので、こういった場合を想定して1年生を優先にしようと、結果的には超えなかったんですけれども、1年生が大半ということになりました。

2点目の、交通安全意識の向上を図るということです。各学校でも警察と連携をした交通安全教室であるとか、自動車学校に行つての体験教室もやっているところですが、さらにいろんな教科でも交通安全教育が行われています。まだ不十分なところもありますので、こちらでまた指導案等を示しながら、交通安全意識の向上を図っていききたいと考えています。

三浦委員長 よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

三浦委員長 ほかに御質疑等もないので、これより、さきほど審査した警察本部関係部分も含めて採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、第80号議案大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

渡辺教育人事課長 議案書の117ページをお開きください。

第80号議案大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正

について説明します。

お手元に配布の文教警察委員会資料1ページを御覧ください。

1改正の内容です。5月1日を基準日とする学校基本調査により、令和元年度の児童・生徒数が確定しました。これに伴い、県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の定数も確定したので、条例改正を行うものです。

2増減の内訳、あわせてその下、参考の収容定員及び児童・生徒数の前年度比較も御覧ください。県立学校職員について、高等学校では主として収容定員数が昨年度から400減少したことに伴い23人の減、特別支援学校では児童生徒数の46人増加により7人の増、合計で16人の減となっています。

市町村立学校職員については、小学校では単定数の減少に伴い1人の減、中学校では統廃合及び生徒数の減により学級数が17減少したことに伴い30人の減、合計で31人の定数減となっています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、総務企画委員会から合議のあった3件の議案について審査を行います。

まず、第56号議案職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正についてのうち、教育委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

渡辺教育人事課長 議案書の23ページをお開きください。

第56号議案職員の休日休暇及び勤務時間等

に関する条例等の一部改正についてのうち、教育委員会関係部分について説明します。

文教警察委員会資料の2ページをあわせて御覧ください。

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正について説明します。

1改正理由ですが、民間労働法制において時間外労働の上限規制が導入されたことなどを考慮して、職員の時間外勤務等に関して必要な事項を定めるものです。

2改正内容ですが、表の中段第2項の欄を御覧ください。正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務を命ずることができる場合の根拠規定を設け、その下第3項において時間外勤務を命ずることができる時間数の上限を定めるための委任規定を設けるものです。

具体的な時間外勤務の上限については、表の一番下第3項委任規定の規則の概要を御覧ください。

①として、原則として1か月45時間以内、1年360時間以内、②として、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等により、臨時的に勤務させる必要がある場合は1か月100時間未満、1年720時間以内、③として、大規模災害等の対応の場合は上限時間は設けません。

なお、施行日は8月1日を予定しています。

三浦委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

小嶋委員 3項の委任規定の中で、②で通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い、臨時的に①の上限を超えて勤務させる場合がある場合は、1か月100時間未満というのは分かるんですけど、1年720時間以内というのは、これ、1年間通常予見することのできない業務量の大幅な増加というのはどのようなことが考えられますか。

渡辺教育人事課長 通常予見できないということで、例えば学校での事故等だとか、そういった予見性のない形の中でのことですね。ただ、災害についてはまた別の規定が（「災害は別や

わな」と言う者あり)があります。

小嶋委員 ちょっと事故があつて、1年間ずっと尾を引いて事務処理をしなきゃならんとか対策をしなきゃならんということが、これまではなかったと思うんですけど、何かそういう事例がありますかね。

渡辺教育人事課長 学校事故というだけではなくて、通常でも、大きな計画を作るとか、そういった部分で業務量が増えて、月に100時間とかいう場合もあります。また、年間でも、年間を通じて大きな事業を組んでいくような部分で、例えばイベントなどで連続して行う事務等もありますので、そういった部分で業務が増える場合には、こうした規定が適用される形になります。

小嶋委員 国の議論、国会の議論の中でもここが一番問題となったと思うんですけど、これはできる規定であつて、そうあるんだから、これは必ずやるんだということではなく、極力短い時間での業務命令としていただくように、それはもう管理職の皆さんが心がける以外にないと思うんです。けど、だから年720時間できるからやらせていいということではないと、ぜひ理解の上でこれを施行してほしいと思うんですけど、いかがですか。

渡辺教育人事課長 今回、こういった形で上限が設けられていますので、こういったものを周知して、運用に努めていきたいと思つています。

高橋委員 同じく第2項、時間外勤務命令の根拠規定ということで、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合にはと、一応限定しているんですが、この公務の臨時又は緊急の必要がある場合というのはどういうことを想定しているんですか。

渡辺教育人事課長 通常の業務の中でも、例えば行事等がある中で、計画や会議資料を作るだとかそういった部分で、通常の勤務が17時15分までとなっていますので、それを超えて勤務をするという場合があります。その際に、これまでは時間外勤務を命ずる場合の根拠規定が示されていなかったのので、今回条例の中におい

ても、こういった時間外勤務を命ずる場合を整理したことになります。

高橋委員 何かそこら辺の受け止め方が、管理職によって又は職員によって、いろいろとばらばらになるというか、臨時又は緊急の必要がある業務というのは、現場では結構あるんですよ。相手は子どもで生きているので、何が起こるか分からないこともあるし、それをしていると翌日の大事な会議の資料の作成がどうしても間に合わないというようなことはたびたびある。やはり、この臨時又は緊急の必要がある場合をかなり限定しないと、結局、時間外勤務がもう公認されてしまうという。これまでは教特法とかで、義務制にしても限定4項目以外は勤務を命ずることはできないとなっていたのが、もう何でもありとまでは言わないけれども、そこら辺が底抜けになってしまうんじゃないかと。

参考の委任規定の中の時間で、1か月100時間未満までなら、まだ何とかいいですよというようなことになってくると、今現場でもいろいろ言われている働き方の改善・改革というのが、結局かけ声倒れになってしまうという心配があるんです。

渡辺教育人事課長 公立学校の教員もこの条例、規則の対象にはなるんですけども、公立学校の教員については、議員からもあつた教特法が適用されますので、所定の勤務時間外に超過勤務の命令に基づいて行う業務については、いわゆる超勤4項目に限定をされています。この4項目について上限がこういう形で定められているということなので、際限なく時間外勤務を認めるというものではありません。

また、その4項目の中には非常災害、児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合というものがありますので、災害についてこういった例外規定も設けられているということで、教員については限定4項目の部分についての上限規制となっています。

高橋委員 まあ、どっちにしてもそこら辺、義務制、県立を含めて、管理職、職員に十分に説明、特に管理職に説明しないと、何か今度こんな条文ができたよとなってくると、ええっ、こ

れはどうなっているんだよと。働き方改革、学校の教員の働き方は大変だと言われてるのに、もう超過勤務にお墨付きを付けるような、やっぱりかなり混乱をする可能性があるの、そこら辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。

渡辺教育人事課長 今回の条例改正に伴ひ、そのような誤解のないように、その周知に努めていきたくと思ひます。

三浦委員長 よろしくお願ひします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕〕

三浦委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕〕

三浦委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕〕

三浦委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、第57号議案会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定についてのうち、教育委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

渡辺教育人事課長 お手元の議案書25ページをお開きください。

第57号議案会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について説明します。

また、文教警察委員会資料の3ページをあわせてお開きください。

1 制定理由は、非常勤職員について任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備すること等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴ひ、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項を定め、あわせて、附則により関係条例の整備を行うものです。

2 改正法の概要及び対応についてです。改正法では、一般職非常勤職員を会計年度任用職員

に移行することを想定しています。会計年度任用職員は、正規職員より勤務時間が短いパートタイムと、正規職員と同じ勤務時間のフルタイムに分類されます。

県教育委員会では、一般事務、秘書、用地調査員等の業務を行っている現行制度の一般職非常勤職員や、学校の非常勤講師等をパートタイムの会計年度任用職員に移行させる予定としています。

また、全てのパートタイムの会計年度任用職員に、通勤に係る費用弁償を支給すること、任期が6月以上の会計年度任用職員に期末手当を支給することを予定しています。

このほか、臨時的任用職員については、任用が常時勤務を要する職に欠員が生じた場合に厳格化されることから、正規職員と同様に給料、退職手当等を支給する予定としています。

3 「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」の概要については、今申し上げた内容を条例の本則に規定するほか、附則により職員等の旅費に関する条例等の関係条例を改正することとしています。

施行は令和2年4月1日を予定しています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

高橋委員 同一労働同一賃金という概念に基づくものと解釈すればいいですかね。

渡辺教育人事課長 今回の条例制定は、地方公務員法の改正を受けて、特に非常勤について一般職と特別職となっていたものが、特別職という部分を限定的に解釈するといった内容、また、一般職の非常勤職員の任用形態が非常に曖昧であるということを受けて、会計年度任用職員制度を新たに設けるといった内容です。それと、臨時的任用職員について、任用は常時勤務を要する職員に欠員が生じた場合に厳格化する内容となっています。

同一労働同一賃金ということでお話がありましたけれども、常時勤務を要する職ということ、臨時的任用職員についてはこの条例の中にも出てきますが、常勤職員と同様に給料、退職

手当を支給することで、現在、学校現場の臨時講師等についても、給料等について改善されることになっています。

小嶋委員 念のため1点だけ。いわゆるパートタイムという位置付けでの働き方は、通常、一般的な勤務をしている方よりも時間が若干短いことが労基法上ではあると思うんですけど、でも、会計年度任用職員を確保してわざわざパートタイムに移行と書いてあるのは、これは例えば一般職員が8時半から5時15分までの勤務であるのが、9時から5時までの勤務という勤務時間の指定をするのか、どうでしょうか。

渡辺教育人事課長 パートタイムについては、現行、教育委員会内の非常勤職員は一般の職員よりも勤務時間は短くなっていますが、教育委員会においては全ての一般非常勤職員がパートタイムの会計年度任用職員に移行されるという形になっています。ですから、短い時間になります。県全体では、フルタイムの規定もできているんですけども、フルタイムについては、教育委員会では適用がありません。

小嶋委員 念のためですが、それでフルタイムの人と比べて、時間は若干短いんですけど、給与の考え方とか、あるいは費用弁償だとか、あと退職手当とかの考え方は、掛け率という意味では一緒ではないかと思うんですけど、それはいかがですか。

渡辺教育人事課長 今回、新たに設ける会計年度任用職員については、期末手当、また、費用弁償ということで支給しますが、期末手当については月の勤務時間が月に65時間という基準を設けて、一定の勤務時間以上勤務される方のみ期末手当を支給する仕組みになっています。（「分かりました。いいです」という者あり）

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原

案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

続いて、第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、教育委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

佐藤教育財務課長 議案書の35ページをお開き願います。

第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、教育委員会関係分を説明します。

資料は4ページをお開き願います。

今回の改正は、消費税法の改正により本年10月から消費税率が8%から10%へと変更されることに伴い、税率引上げ分を適切に転嫁するため、必要な使用料の金額を改定するものです。

教育委員会関係部分として、施設の名称欄にあるとおり、武道スポーツセンター、総合体育館、歴史博物館、香々地青少年の家、九重青少年の家及び県立高等学校における施設使用に伴う使用料を改定したいと考えています。

施行年月日は、いずれも消費税率の引上げにあわせ、10月1日を予定しています。

各施設の改正の詳細については、5ページから14ページに掲載しています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に御質疑等もないので、これより、さきほど審査した警察本部関係部分も含めて採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で、合議案件の審査を終わります。

続いて、6月4日から7月2日にかけて行った県内所管事務調査について、執行部から報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

①と②の報告を続けてお願いします。

加藤体育保健課長 昭和電工武道スポーツセンターの利用状況と施設の状況について説明します。

説明資料の15ページをお開き願います。

主なイベントの開催の状況ですが、本年4月26日竣工の当センターでは、県民無料開放イベントや開館記念式典で多くの方々にお披露目した後、大分県武道祭を皮切りとして、資料に記載のイベントを開催してきました。

6月末までの利用者数は5万4,123人と、多くの方々に利用いただいている状況です。

一方、様々な競技で利用いただく中で、写真にあるように、床に汚れや傷が入るなど、各種大会の開催に係る課題も見えきたところです。

資料にある多目的競技場の汚れや損傷部分については、既にメンテナンス済みですが、今後、大規模大会を招致する際には、施設の保護対策の検討や主催者との間で事前に別途メンテナンス契約を締結するなどの対応も必要になってくると考えています。また、その他の設備の修理についても、その都度、迅速に対応しています。

今後は、当センターをより多くの方々に気持ちよく利用いただけるよう、引き続き県及び施設管理者一体となって取り組んでいきます。

簗田学校安全・安心支援課長 不登校の状況・取組について説明します。

説明資料の16ページをお開きください。

不登校の状況ですが、左上の表に過去5年間の状況を掲載しています。上が小中学校です。まず左側の小学校ですが、平成29年度の不登校者数は368人、その右の中学校は987人

で、合計で1,355人となっており、過去5年間で最も多くなっています。また、その下の表は高校です。高校は648人となっており、状況としては横ばいです。

右に不登校の要因を記載しています。小学校、中学校、高校ともに、家庭に係る状況、友人関係、学業の不振といったものが主なものとなっていますが、不登校児童生徒一人一人で状況が異なり、不登校の要因・背景は多様・複雑であると捉えています。

その下の教育機会確保法です。この法律は平成28年に制定されたものです。不登校児童生徒に対する教育機会の確保等を定めたものですが、学校における取組の支援や個々の児童生徒の状況に応じた支援など、必要な措置を講ずることが求められています。

こうした不登校の状況、それから教育機会確保法の趣旨を踏まえ、以下のような取組を進めているところです。

大きく三つの視点——未然防止、早期解決支援、長期的支援で取組を進めています。

星印の一つ目、全ての児童生徒にとって魅力ある学校・学級づくりです。主な取組として、地域児童生徒支援コーディネーター——これは教員ですが、拠点校に22名配置し、各学校と連携することで教育相談体制の充実を図っています。また、不登校を生まないための生徒指導の3機能を意識した授業づくりや、児童生徒間の良好な人間関係づくりに取り組んでいます。さらに、欠席1日目には必ず電話、3日目までには必ず家庭訪問するという、あったかハート1・2・3の徹底を図っています。

星印の二つ目、不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実です。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフを配置し、心理面や生活環境改善などの支援に努めています。また、各学校では支援が必要な児童生徒の支援シートを個人ごとに作成し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも入った校内委員会によって支援の方法などを検討し、対応しているところです。

星印の三つ目、不登校児童生徒に対する多様

な教育機会の確保です。県教育センターのアウトリーチ（訪問）型の支援や、大学生サポーターによる補充学習教室、青少年教育施設を活用したチャレンジキャンプなどを実施しているところです。また、市町村の教育支援センターやフリースクール、不登校を考える親の会などと連携を図りながら取組を進めているところです。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

成迫委員 昭和電工武道スポーツセンターのことです。利用者数は4月から6月にかけて本当に増えているんですけども、この利用者の利用の理由というか、トレーニングに関するものなのか。6月に入ってイベントも増えているんですけども、このイベントに参加した数も含まれているのかというのは。

加藤体育保健課長 記載のイベント以外に、トレーニングルーム等の使用、そして会議室の使用、全ての使用者ということです。

成迫委員 もう1点、不登校の状況、取組についてという部分です。不登校の原因、要因として、家庭に係る状況ということですが、私も小学生は特に多く関わっているんですが、これは家庭的にちょっと生活が苦しいという理由が多いとか、そういった偏りがあるんですか。

簗田学校安全・安心支援課長 家庭に係る状況の内容についてですが、主なものとして、保護者の甘やかしでありますとか、子どもの面倒を十分見られていないといったこと、それから親の離婚のような生活環境が急激に変化したことが主な理由として挙げられています。

阿部（英）委員 もう最後で一言だけ言っておくけど、この昭和電工武道スポーツセンターだけど。課長ね、汚れとかは拭けば取れるんですけど、傷とかへこみね、ここのところは十分考えてやってください。何をしても傷が付いたかとかいうのは、へこみは特に。武道を中心としたスポーツという書き方で必ず書かれていると思うので、もう今さら言うことはないと思うけどね。やっぱり剣道はすり足なんだから、そこでへこみなんかあったら、そういうのはできませ

んからね。

全国大会を誘致するということが常に言われているわけですから、全国大会の関係者から、いや、そういうところではできませんよと逆に言われてしまう。せっかくあれだけの規模で造っているんですから、そののところだけ、傷、へこみ、特にへこみには気を付けてやってください。よろしくお願いします。それだけお願いしときますから。答えはいいです。

三浦委員長 加藤体育保健課長に1点私から。

阿部英仁委員の御指摘のとおりで、さきほど、この傷やへこみ等をもうメンテナンスをしたと。費用はいくらかかったんでしょうか。

加藤体育保健課長 具体的な金額については、現在資料を持ち合わせていませんので、金額は分かりませんが、基本的には県費を使って修理したわけではありません。（「そうなんですか」と言う者あり）はい。もう修理費というか、そこにあるメンテナンス費用の予算を計上している中で全て対応しています。

三浦委員長 それが県費じゃないんですかね。ぜひ、これからはよろしくお願ひしたいと思います。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で県内所管事務調査の報告を終わります。

次に、執行部から報告したい旨の申出がありましたので、これを許します。

①と②の報告を続けてお願いします。

渡辺教育人事課長 このたび、教職員の非違行為が発生しました。冒頭教育長からもおわび申し上げましたけれども、重ねておわび申し上げ、報告を行います。

資料の17ページをお開きください。

県立学校教諭30歳代を7月23日付けで懲戒免職、また、監督者責任として事案発生時の校長を減給10分の1、一月、教頭2名を戒告としました。

事実の概要ですが、当該教諭が平成30年10月以降、県内の公立学校の女子生徒に対し、

18歳未満と知りながらホテル等でみだらな行為を行ったというものです。

この事案については、被害生徒が特定されないよう、また、被害生徒に与える影響にも配慮する観点から、特定につながる可能性がある被処分者の氏名及び非違行為の態様についても特定できないよう配慮して、公表しています。

処分当日、臨時の県立学校校長会議を実施し、改めて県立学校の全教職員に対して綱紀粛正及び服務規律の保持を徹底するとともに、今月末までにスクールセクハラについての服務研修を行うよう指示しました。また、県内の小中学校にも市町村教育委員会を通じて、綱紀粛正及び服務規律の保持について通知したところです。
後藤特別支援教育課長 大分県立南石垣支援学校における事故調査委員会の調査結果について、報告します。

資料の18ページをお開きください。

1 事故の概要等を御覧ください。事故は平成28年9月15日、大分県立南石垣支援学校のランチルームで発生しました。事故発生時の状況にあるとおり、13時過ぎ当日の給食指導の担当である担任が、別の生徒を教室に連れて行くためにランチルームを離れた間に、高等部3年生の林郁香さんが倒れ、17日後の10月2日搬送先の鶴見病院で亡くなりました。

2 事故調査委員会についてを御覧ください。事故調査委員会は医師、弁護士、学識経験者と、食事時の事故であり御両親からの要望によって摂食指導の専門家を2名とし、合計5名の委員で構成しました。

(2) これまでの経過に記載しているように、平成28年12月25日に事故調査委員会を立ち上げて第1回を開催し、本年7月11日まで計69回の会議を開催しています。

続いて、報告書の内容について説明します。

19ページをお開きください。

3(2)に検証の概要を記載していますが、2段落目を御覧ください。事故に至る原因として救急隊の記録や搬送先の医師らからの聞き取りで、林さんは口の中いっぱい食べ物を入れたことで、咀嚼——噛むことができなくなり食

べ物が口腔や咽頭を塞ぎ、呼吸困難を生じたことで倒れたと結論付けられました。

事故当日の対応の検証では、次の②にあるように、見守る人がなくなったことが大きな問題であると記載されています。

また、林さんが倒れた後、呼吸や意識の確認をしなかった、胸骨圧迫をしなかった、AEDを使用しなかった、当時は養護教諭らが救護にあたっていたが、管理職が不足を補うような指示をしなかったなどが、「不十分」、「すべきであった」、「大きな問題」と記載されています。

今後、このような事故を起こさないための提言は、20ページの3(3)提言まとめにあるとおり、事故の後に文部科学省から発出される指針、通知を学校がどのように対応しているか検証することや、食事中は子どものそばから離れず見守りを徹底すること、また、提言まとめの一番下、今後教職に就く者への教育に摂食指導の内容を取り入れることを国へ要望するなどの12項目が示されました。

さらには、これらの提言に対する取組の進捗について御両親に1年後に報告するよう、事故調査委員会から希望されています。

3(4)おわりにでは、この内容を重く受け止めていただきたい、救急対応訓練など実効性のあるものとなるように見直しや改善を、このような事故が起きないようお願い、林郁香さんの御冥福をお祈りすると結ばれています。

今後、この報告書の内容をしっかりと受け止め、提言を着実に実行に移し、二度とこのような事故を起こさないよう、安全で安心な学校づくりに努めます。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

高橋委員 報告②の県立南石垣支援学校の件ですが、あくまでも私はそこを見ていたわけでも何でもないので軽々なことは言えないんですけども、今回は給食中に本来付くべき担任がほかの用事で席を立ったと。報道によれば、あと2名ほど同室していたようですが、気が付かな

かったという話だったんですけれども、そういう障害のある子どもたちというのは、やっぱり何が分かるか分からない。一人席を立てば、必ずもう一人が付くというか、そういう二人体制ができるように、やっぱり人員の確保も必要だろうと思いますし、もちろんここにあるような、いろんな日頃からの、そういう方に対する対応の仕方を常に研修で学んでおくことも大事だろうと思うので、なかなか一朝一夕に人は増えませんが、事故を減らすためにはやっぱり見守る人の目、人の手が必要だということで、多くの方がそういう子どもたちに関われるような人員配置も今後必要ではないかなという感想です。

三浦委員長 ほかはありますか。

〔「なし」という者あり〕

三浦委員長 それなら、私から1点。

同じくこの事故調査の関係なんですけど、今、高橋委員からもありました。私もその報道というか、その記事だけですけれども、このように教職員が、林さんが倒れた以降の動き等が明らかになる中、この事件以降ですね、やはり今、支援学校に行かせている保護者の皆さんというのも、ちょっと驚きというか、不安に駆られている部分があるんじゃないかなと思っていて、しっかりとされたこれからの対応をしていただきたいとお願ひしたいんです。

けれども、このように少し過失というか、できる範囲であろうことが人としてできていなかった。教職員というより前に人としてというところ、これは学校なのか、そういった複数の先生なのかというのが、その責任というか、その辺はどう捉えればいいんでしょうか。

例えば、この事故調査を終えればそれで何もなしということなのか、人が亡くなってしまっているという現状。これは例えば普通の学校の自殺とかではなく、その場において対応できることが少なからずある中で、それができていなかったという点も踏まえて、どうなのかという、私自身が少し思うところがあるんですけど、後藤課長どうですか。

後藤特別支援教育課長 研修はずっと実施して

きていましたし、それから、この郁香さんが亡くなられた後もすぐに研修を改善して実施もしています。

実は、郁香さんは出血をしていたので、その血に戸惑いを感じたと報告書には書かれています。当人——関わった先生方も血を見てパニックになったという報告もあったということで書かれています。責任についてはまた今後、関係者から聞き取っていくことになるのではないかと考えています。

三浦委員長 分かりました。

ほかになければ、委員外議員はありますか。

〔「なし」という者あり〕

三浦委員長 ほかに御質疑等もないので、続いて③と④の報告をお願いします。

渡辺教育人事課長 遅延利息請求訴訟について報告します。

資料の21ページをお開きください。

本事案は、平成20年の事件に伴う教員採用取消訴訟の判決に基づき、県が2の当事者に記載の本件原告に賠償金400万円を弁済したところ、同人が、その賠償金に対する遅延利息の支払を求めて、昨年10月11日に大分地方裁判所に提訴したものです。

原告の主たる請求は、3の①に記載のとおり、198万5,205円を支払えというものですが、これは、採用決定取消処分の日である平成20年9月8日から、県が原告に賠償金を弁済した平成30年8月10日までの約10年間における年5分の割合による金員に相当するものです。

また、原告は予備的に61万3,150円の支払を請求していましたが、これは、原告が県に対して遅延利息の支払を請求した平成30年7月18日から短期消滅時効の期間である3年を遡った平成27年7月18日以降の期間における金員に相当するものです。

これに対して、県は4の県の答弁に記載のとおり、原告の請求を却下ないし棄却するよう求めましたが、本年6月28日の第一審判決では、5(2)判決内容に記載のとおり、被告は原告に対し61万3,150円を支払えというもの

でした。

その理由は、不法行為に基づく損害賠償債務の不履行に係る遅延損害金請求権は、履行遅滞により日々継続的に発生するものであるから、各発生時点が起算点となり、3年の経過により時効消滅すると解すべきであり、したがって、原告が県に対し遅延利息の支払を請求した日から3年を経過していない平成27年7月18日以降に生じた確定遅延損害金請求権については消滅時効が未完成というべきであるとの裁判所の判断によるものです。

判決を受け、その内容を精査し対応を検討した結果、6の判決への対応に記載のとおり、県として控訴しないこととし、また、相手方も控訴しなかったため、上記5の第一審判決が確定しました。

県が控訴しなかった理由は、一番下に記載しているとおり、事件の早期決着を図るため、また、本事案は事実認定に争いはなく法解釈のみの問題であることから、これ以上争っても判決が覆る可能性は低いと考えられるためです。

加藤体育保健課長 指定管理施設の利用料金の改定及び指定管理者の更新について報告します。

資料は22ページをお願いします。

まず、指定管理施設の利用料金の改定についてですが、現在、指定管理者制度を導入している当課所管施設は、大分県立庄内屋内競技場、大分県立総合体育館及び大分県立武道スポーツセンターの3施設です。

そのうち、大分県立総合体育館及び大分県立武道スポーツセンターの2施設の使用料については、令和元年10月からの消費税率引上げに伴い、引上げ分を使用料に転嫁することとしており、さきほど説明をして御承認をいただいたところです。

一方、利用料金制を採用している大分県立庄内屋内競技場については、施設の設置条例に基づき利用料金の改定を行うこととなります。

2 指定管理施設の利用料金の改定についてを御覧ください。

利用料金制は四角囲みのおり、利用料金を指定管理者自身の収入として収受するものであ

り、施設の設置条例で規定する上限・下限の範囲内で、県の承認を受けて指定管理者が利用料金の額を設定することになっています。

今回の改定にあたっての基本的な考え方は、使用料と同様、消費税率の引上げに対応して、当該利用料金の改定を行うものです。

改定金額については、その下の指定管理施設の利用料金改定（案）の表にあるように、射場の専用利用料及び第三会議室利用料をそれぞれ引上げ、その他の利用料については、引上げ額が10円未満のため、現行の利用料のままとして料金を改定するものです。

続いて、指定管理者の更新について報告します。資料の23ページをお開きください。

1 更新施設にあるとおり、大分県立総合体育館については、土木建築部が所管する大洲総合運動公園と一括して、平成29年にファビルス・プランニング大分共同事業体を任意指定しています。指定期間は2年間で、フェンシング場を除く体育館部分は令和2年4月に大分市へ移管予定であることから、今年度末にフェンシング場の更新時期を迎えることとなります。

2 選定方法・指定期間については、令和2年4月から令和5年3月までの3年間で指定期間として公募により選定することとしています。

3 目標指数ですが、施設の設置目的が達成されているかどうかを測るため、施設の利用者数を指標として設定するものです。なお、目標値は過去3年間での最多利用者数である年間12,410人としています。

次に、4 令和元年度指定管理者更新スケジュールについてです。

8月中旬に大分市と共同で募集を開始し、10月中旬までの約2か月間募集を行う予定です。今後は第3回定例会で債務負担行為予算議案、第4回定例会で指定管理者指定議案について審議いただく予定としています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」という者あり〕

三浦委員長 別にないようですので、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

委員の皆さまは、この後協議を行いますので、このまま御着席願います。

〔委員外議員、教育委員会退室〕

三浦委員長 次に、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、所定の手続きを取ることにいたします。

次に、県外所管事務調査の行程等について、ご協議願います。

前回の委員会で、9月11日から13日までの3日間で行うことと決定していますが、行程案を事務局から説明させます。

〔事務局説明〕

三浦委員長 以上、事務局に説明させましたが、御意見がありましたらお願いします。

〔委員協議〕

三浦委員長 ほかに御意見もないので、この行程案で決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 それでは、このとおり決定します。詳細については、委員長に御一任ください。

また、明日以降に切符等を事務局で手配します。欠席や途中離脱等がありましたら、なるべく早く事務局に御連絡ください。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」という者あり〕

三浦委員長 別にないようですので、これをもって委員会を終わります。

お疲れさまでした。